

農林水産研究に関する取組と評価（施策編）

1. 研究開発システムの改革

（1）研究の企画・立案機能の強化

（これまでの取組）

- ・農林水産業・食品産業分野における研究ニーズへの迅速な対応を目的として、企画・立案機能の一元化・効率化を図るため、農林水産技術会議事務局組織の見直しを実施。
- ・研究の進捗状況等の検証結果、各地域、行政部局、生産者及び消費者団体の研究ニーズを踏まえ、新規プロジェクト研究の企画・立案を実施。

（取組の自己評価）

- ・研究の視野が短期的になり、長期スパンで取り組まないと実現できない息の長い研究に取り組みづらくなっているとの指摘。
- ・異分野を含む広範な研究シーズを活かした研究の企画・立案のためには、情報収集に関する能力の向上や人材の育成、関係機関とのネットワークの構築などが不十分。

（2）研究資金の確保と研究の効率的推進

（これまでの取組）

- ・競争的研究資金について、基礎・応用段階及び開発・実用化段階の2本の事業に再編。また、農商工連携への支援の強化、公募時期の前倒しなどの取組を実施。
- ・指定試験事業の委託先の範囲を大学・民間等へも拡大し、公募制を導入する等の制度見直しを実施。

（取組の自己評価）

- ・行政からの要望や現場のニーズに対して、現行の委託プロジェクト研究、競争的研究資金では課題への対応が必ずしも十分ではない。
- ・地方分権の動きや、補助金制度の見直しなどの動きにより、指定試験事業のあり方の検討が必要。

（3）人材の育成と活用

（これまでの取組）

- ・「農林水産研究における人材育成プログラム」を策定したほか、6研究独法がそれぞれの「人材育成プログラム」を策定。
- ・「若手農林水産研究者表彰事業」を創設し、3年間で計9名を表彰、19年度には若手外国人研究者にも対象を拡げ3名を表彰。また、「民間部門農林水産研究開発功績者表彰事業」で、3年間で29件を表彰。

（取組の自己評価）

- ・都道府県の人材育成プログラムの策定が進んでいない。
- ・人材育成に有効である人事交流（特に、大学と独法間）が不十分な状況。

(4) 研究開発評価システムの高度化

(これまでの取組)

- ・委託プロジェクト研究の評価については、行政部局との連携を強化し、個々の実施課題の継続の可否の検討を含む自己評価を実施。
- ・評価書にアウトカム目標の項目を追加し、併せて数値目標の導入を推進。

(取組の自己評価)

- ・研究成果が社会や国民生活にどのように恩恵をもたらすことになるかの評価の実施が不十分。
- ・評価に膨大な時間を要しており、更なる改善が必要。

2. 産学官連携の強化と民間研究の促進

(これまでの取組)

- ・アグリビジネス創出フェアを開催したほか、農林水産研究における産学官連携の趣旨の徹底、独法による連携協定の締結等を実施。
- ・農研機構に産学官連携センター、東京リエゾンオフィスを設置し、それぞれに産学官連携コーディネーターを配置、企業への情報提供や問い合わせ窓口等の業務を実施。

(取組の自己評価)

- ・地域経済の活性化や農商工連携施策の推進などの観点から地域における産学官連携研究の重要性が増加しているが、都道府県において人件費・研究費が削減される中、地域における人材、情報等の面での対応が不十分。
- ・地域における産学官連携コーディネート機能が弱い。
- ・研究開発の成果を活用したベンチャー企業育成事例が極めて少ない。
- ・大学との連携が不十分。

3. 農林水産研究の国際化の推進

(これまでの取組)

- ・二国間研究交流や国際研究機関等との連携により、国際共同研究の推進及び研究情報の交換・交流を実施。
- ・国際農業研究機関（CGIAR）等で、国際農業研究をイニシアティブを持って推進する国内外の若手農業研究者の育成を実施。

(取組の自己評価)

- ・世界的な食料価格の高騰、アフリカ等の途上国の食料増産の必要性の増大、グローバル化の進展等従来の国際研究の枠を超えた国際協調が重要な新たなニーズが増大する中、先進国との共同研究、途上国への研究協力等の対応が不十分。
- ・我が国研究勢力を結集して国際研究を推進する体制や、国際研究に関する情報収集、理解の醸成が不十分。
- ・海外で、研究に従事する日本人研究者が減少。

4. 知的財産の創造、確保及び活用

(これまでの取組)

- ・「農林水産研究知的財産戦略」(平成19年3月22日農林水産技術会議決定)等に基づき、以下の知的財産の創造・保護・活用に係る活動を推進。
- ・知的財産の創造を支えるイネゲノムリソースセンター、農業環境資源インベントリーの整備等を推進。

(取組の自己評価)

- ・研究開発の企画段階からの事業化を見通した知財意識が不十分。
- ・活用されない研究成果があり、知的財産の取得・維持のための経費がかさむなど、知的財産の管理が不十分。

5. 研究情報基盤の整備と多面的な活用

(これまでの取組)

- ・「農林水産研究動向解析システム」を作成し、一部を一般公開。また、国・独法・公設試の研究資源を調査し、要覧を発行するとともにインターネットで公開。
- ・ネットワーク回線の高速化と安定性確保を実現し、情報流通における国際研究体制の構築を推進。また、独自データベースを充実させ文献検索制度を向上。

(取組の自己評価)

- ・農林水産業研究者のための情報の提供については強化されてきたものの、オールジャパン対応での計算・情報資源の利用等は未だ不十分。
- ・異分野を含めた研究情報の提供について改善が必要。

6. 研究成果の普及・実用化

(これまでの取組)

- ・地方農政局と地域農業研究センターを中心とした「地域研究・普及連絡会議」を設置したほか、省内関係部局と検討して「農業新技術2007」「農業新技術2008」「農業新技術2009」を選定し、これを「農業技術の基本指針」「普及事業ガイドライン」に記載する等の全省的取組により普及・定着を促進。
- ・研究成果の現場での活用を促進する「研究成果実用化促進事業」を創設。

(取組の自己評価)

- ・地方大学、公設試験場、地域農業研究センターと一体となった、地域研究戦略の構築への取組が不十分。
- ・現場における技術実証や普及を支援する上記の取組を行っているが、開始してまだ1~2年程度であり、数や定着のためのメンテナンスが不十分。
- ・独法と普及が連携した取組が不十分。

7. 国民との双方向コミュニケーションの確保

(これまでの取組)

- ・情報誌、イベント等での研究情報の提供を実施。また、アンケート調査を行い、意見を聴取。
- ・大規模コミュニケーション、小規模コミュニケーションを開催した他、連携コミュニケーションを開催。

(取組の自己評価)

- ・一般国民等への広報の効果分析が行われておらず、手法の的確性等について、判断できていない。
- ・過去の成果も含めた農林水産技術の社会貢献についての広報が不十分。
- ・遺伝子組換え技術のコミュニケーションを精力的に行っているものの、安全性に対する懸念は払拭し切れておらず、今後とも工夫が必要。